

# 一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会退職年金規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程による制度（以下「本制度」という。）は、一般財団法人秋田県民間社会事業福利協会（以下「福利協会」という。）施行細則（以下「施行細則」という。）第10条第2項により会員への退職金給付資金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員とは、施行細則第2条に定める者をいう。
- (2) 事業主とは、会員の所属する施設または団体等の代表者をいう。
- (3) 共済契約とは、事業主が、施行細則の定めるところにより掛金を納付することを約し、福利協会が、その事業主の運営する社会福祉施設等に従事する会員について、事業主から預託された総資産から退職金給付資金の給付その他共済の適用を約する契約をいう。
- (4) 第一種契約とは、共済契約に係る施行細則第10条第2項第1号に代えて、この規程に定める第一種退職年金、第一種遺族年金、第一種退職一時金、第一種遺族一時金、第一種脱退一時金または第一種選択一時金の支給を約する契約をいう。
- (5) 第二種契約とは、共済契約に係る施行細則第10条第2項第1号に代えて、この規程に定める第二種退職年金、第二種遺族年金、第二種退職一時金、第二種遺族一時金、第二種脱退一時金および第二種選択一時金の支給を約する契約をいう。
- (6) 共済契約者とは、共済契約の当事者である事業主をいう。

### (契約の成立及び解除)

第 3 条 福利協会と事業主が締結する共済契約は、第一種契約とする。

- 2 第一種契約を締結している事業主は、前項の規定にかかわらず、別に、第二種契約の締結を申し出ることができる。
- 3 第二種契約は、福利協会が当該契約の申し込みを受け、これを承諾したときに成立する。
- 4 共済契約が解除となったときは、第一種契約および第二種契約についても解除となる。

### (契約口数)

第 4 条 第二種契約は、口数制によるものとする。

- 2 第二種契約を締結している共済契約者は、第6条に規定する第二種加入者ごとの口数（以下「契約口数」という。）を5口以上15口以下の範囲内で定め、福利協会に届け出なければならない。
- 3 第二種契約を締結している共済契約者は、福利協会に届け出て、契約口数を5口以上15口以下の範囲内で変更することができる。
- 4 前項の変更は、当該変更の届出があった日以後最初に到来する4月1日（届出があった日が4月1日の場合は、当該4月1日）から適用する。

(適用範囲)

第 5 条 本制度は、第 2 条第 1 号に定める会員に適用する。

(第一種加入者および第二種加入者)

第 6 条 会員は、福利協会が第一種契約を承認した日または会員となった日に第一種加入者となることができる。

2 第一種加入者たる会員は、福利協会が第二種契約を承諾した日または第二種契約を締結する共済契約者に雇用される会員となった日以後最初に到来する 4 月 1 日（第二種契約を承諾した日または会員となった日が 4 月 1 日の場合は、当該 4 月 1 日）に第二種加入者となることができる。

3 第一種加入者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その翌日から第一種加入者たる地位を失う。

- (1) 退職または死亡したとき
- (2) 第一種契約が解除となったとき

4 第二種加入者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その翌日から第二種加入者たる地位を失う。

- (1) 退職または死亡したとき
- (2) 第二種契約が解除となったとき

(第一種加入者期間および第二種加入者期間)

第 7 条 第一種加入者期間は、会員の勤続年数とし、第一種加入者となった日の属する月から第一種加入者たる地位を失った日の前日の属する月までの年月数とする。ただし、第一種加入者が第 44 条に定める掛金を負担しなかった期間は第一種加入者期間に算入しない。

2 第二種加入者期間は、第二種加入者となった日の属する月から第二種加入者たる地位を失った日の前日の属する月までの年月数とする。ただし、平成 20 年 8 月 1 日付付則第 9 条第 1 項に定める第二種制度の加入を中断している場合は、中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの中断期間を第二種加入者期間に算入しない。

(基準給与および標準給与)

第 8 条 第一種契約に係る給付額の算定の基準となる給与（以下「基準給与」という。）は、掛金を納入した全第一種加入者期間の平均基準給の額とする。

2 第一種契約に係る掛金額の算定の基準となる給与（以下「標準給与」という。）は、施行細則別表 1 に定める基準給月額とする。

3 基準給与および標準給与の上限は、施行細則別表 1 および別表 2 に定める額とする。

(基準累計額)

第 9 条 第二種契約に係る給付額の算定にあたっては、毎年 4 月 1 日において、第二種加入者ごとに 10,000 円に契約口数を乗じて得た額を計算し、第二種加入者期間中の当該額を累計した額と、次項に定める利息相当額を合算した額（以下「基準累計額」という。）を基礎とする。

2 利息相当額は、毎年 3 月 1 日において、第二種加入者ごとに前年 4 月 1 日の基準累計額に 0.02 を乗じて得た額を計算し、第二種加入者たる地位を失った日の前日の属する月まで当該額を累計した額とする。

3 第 1 項の場合において、年度途中で脱退した場合、加入期間が 1 年未満の場合は基準累計額を

ゼロとし、それ以外の場合は前年度分までの基準累計額と10,000円に当年度分契約口数を乗じて得た額の合計額とする。

## 第2章 給 付

### 第1節 通 則

#### (給付の種類)

第10条 第一種契約に係る給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年金
  - イ 第一種退職年金
  - ロ 第一種遺族年金
- (2) 一時金
  - イ 第一種退職一時金
  - ロ 第一種遺族一時金
  - ハ 第一種脱退一時金
- (3) 第一種選択一時金

2 第二種契約に係る給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年金
  - イ 第二種退職年金
  - ロ 第二種遺族年金
- (2) 一時金
  - イ 第二種退職一時金
  - ロ 第二種遺族一時金
  - ハ 第二種脱退一時金
- (3) 第二種選択一時金

#### (年金の支給期間)

第11条 年金の支給期間は、支給事由発生日の属する月の翌月から支給事由消滅日の属する月までとする。

#### (年金の支給時期および支給方法)

第12条 年金の支給時期は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日とし、それぞれ前月までの分を支給する。

- 2 年金の支給は、会員の請求による。
- 3 年金は、あらかじめその給付を受ける権利を有する者（以下「年金受給権者」という。）が指定した金融機関に振り込む。

#### (一時金の支給時期および支給方法)

第13条 一時金は、原則として会員の請求日の属する月の翌月末日までに支給する。

- 2 一時金は、あらかじめその給付を受ける権利を有する者が指定した金融機関に振り込む。

- 3 前項の規定にかかわらず、福利協会は、前項に定める給付を受ける権利を有する者の了解を得て、福利協会または共済契約者が指定した金融機関に一時金を振り込むことができる。

(年金の失権)

第 14 条 年金の受給権は、年金受給権者が死亡したときに消滅する。

(支払い未済給付の特例)

第 15 条 年金の受給権が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でいまだ支給しなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 16 条 本制度の給付を受けるべき遺族の範囲および順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

## 第 2 節 第一種契約に係る給付

(第一種退職年金)

第 17 条 第一種加入者期間20年以上の第一種加入者が退職したときは、第一種退職年金を支給する。

(第一種退職年金の支給期間)

第 18 条 第一種退職年金の支給期間は、10年間とする。

(第一種退職年金の額)

第 19 条 第一種退職年金の月額は、退職時の基準給与の額に第一種加入者期間に応じて別表 1 に定める年金支給率を乗じて得た額とする。

(第一種遺族年金)

第 20 条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その遺族に当該各号に掲げる期間、第一種遺族年金を支給する。

- (1) 第一種加入者期間20年以上の第一種加入者  
10年間
- (2) 第一種退職年金受給中の者  
10年間からすでに支給された第一種退職年金の支給期間を差し引いた期間

(第一種遺族年金の額)

第 21 条 第一種遺族年金の月額は、次により計算される金額とする。

- (1) 前条第 1 号に該当したとき  
死亡時の基準給与の額に第一種加入者期間に応じて別表 1 に定める年金支給率を乗じて得た額
- (2) 前条第 2 号に該当したとき  
第一種退職年金の月額と同額

(転 給)

第 22 条 第一種遺族年金の受給権者が第14条の規定に該当するに至ったときは、10年間からすでに支給

された第一種退職年金および第一種遺族年金の支給期間を差し引いた期間、その他の遺族に第一種遺族年金を支給する。

(第一種退職一時金)

第 23 条 第一種加入者が第一種加入者期間 1 年以上 20 年未満で退職したときは、第一種退職一時金を支給する。

(第一種退職一時金の額)

第 24 条 第一種退職一時金の額は、退職時の基準給与の額に第一種加入期間に応じて別表 2 に定める退職一時金支給率を乗じて得た額とする。

(第一種遺族一時金)

第 25 条 第一種加入者期間 1 年以上 20 年未満の第一種加入者が死亡したときは、その遺族に第一種遺族一時金を支給する。

(第一種遺族一時金の額)

第 26 条 第一種遺族一時金の額は、第一種加入者の死亡を退職とみなして第 24 条の規定により計算される第一種退職一時金の額と同額とする。

(第一種脱退一時金)

第 27 条 第一種加入者が第一種契約について脱退の申出をしたとき、または共済契約が解除されたときは、第一種脱退一時金を支給する。

(第一種脱退一時金の額)

第 28 条 第一種脱退一時金の額は、第 24 条の規定により計算される額とする。ただし、施行細則第 6 条第 4 項、第 5 項および第 6 項に定めるところによる。

(第一種選択一時金)

第 29 条 第一種退職年金または第一種遺族年金の受給権者が、当該年金給付の支給開始前または支給開始以後に一時金の支給を申し出て福利協会がこれを認めたときは、当該年金に代えて第一種選択一時金の支給を受けることができる。

- 2 第一種選択一時金の額は、第一種選択一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた第一種退職年金または第一種遺族年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間（残余期間。以下同じ。）に応じて別表 3 に定める年金現価率を乗じて得た額とする。

### 第 3 節 第二種契約に係る給付

(第二種退職年金)

第 30 条 第二種加入者期間 20 年以上の第二種加入者が退職したときは、第二種退職年金を支給する。

(第二種退職年金の支給期間)

第 31 条 第二種退職年金の支給期間は、10 年間とする。

(第二種退職年金の額)

第 32 条 第二種退職年金の月額は、次により計算される金額とする。

$$\text{基準累計額} \div 108.596$$

(第二種遺族年金)

第 33 条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その遺族に当該各号に掲げる期間第二種遺族年金を支給する。

(1) 第二種加入者期間20年以上の第二種加入者

10年間

(2) 第二種退職年金受給中の者

10年間からすでに支給された第二種退職年金の支給期間を差し引いた期間

(第二種遺族年金の額)

第 34 条 第二種遺族年金の月額は、次により計算される金額とする。

(1) 前条第 1 号に該当したとき

$$\text{基準累計額} \div 108.596$$

(2) 前条第 2 号に該当したとき

第二種退職年金受給中の者が受けていた第二種退職年金の月額と同額

(転 給)

第 35 条 第22条の規定は、第二種遺族年金の転給について準用する。この場合において同条中「第一種退職年金」とあるのは「第二種退職年金」と、「第一種遺族年金」とあるのは「第二種遺族年金」と読み替える。

(第二種退職一時金)

第 36 条 第二種加入者が第二種加入者期間20年未満で退職したときは、第二種退職一時金を支給する。

(第二種退職一時金の額)

第 37 条 第二種退職一時金の額は、基準累計額とする。

(第二種遺族一時金)

第 38 条 第二種加入者期間20年未満の第二種加入者が死亡したときは、その遺族に第二種遺族一時金を支給する。

(第二種遺族一時金の額)

第 39 条 第二種遺族一時金の額は、基準累計額とする。

(第二種脱退一時金)

第 40 条 第二種加入者が第二種契約について脱退の申出をしたとき、または第二種契約が解除されたときは、第二種脱退一時金を支給する。

(第二種脱退一時金の額)

第 41 条 第二種脱退一時金の額は、基準累計額とする。

(第二種選択一時金)

第 42 条 第29条の規定は、第二種選択一時金について準用する。この場合において同条中「第一種選択一時金」とあるのは「第二種選択一時金」と、「第一種退職年金」とあるのは「第二種退職年金」と、「第一種遺族年金」とあるのは「第二種遺族年金」と、「別表3」とあるのは「別表4」と読み替える。

ただし、第二種退職年金または第二種遺族年金の支給開始前に第二種選択一時金の支給を申し出た場合の当該一時金の額は、基準累計額とする。

2 第二種選択一時金の支給は、第一種選択一時金の支給に併せて申し出なければならない。

### 第 3 章 掛 金

(掛 金)

第 43 条 福利協会は、第一種契約および第二種契約に係る給付の財源に充てるため、理事会等の協議の上掛金を徴収する。

(第一種加入者の掛金)

第 44 条 第一種加入者は、前条に定める掛金として、毎月その月における各自の標準給与の額に $35/1,000$ を乗じて得た金額を負担する。

(共済契約者の掛金)

第 45 条 共済契約者は、第43条に定める掛金として、毎月その月における第一種加入者ごとの標準給与の額に $35/1,000$ を乗じて得た額の合計を負担する。

2 第二種契約を締結する共済契約者は、第43条に定める掛金として、毎年4月に10,000円に第二種加入者ごとの契約口数を乗じて得た額の合計を負担する。

(事務費掛金)

第 46 条 前2条の掛金とは別に共済契約者は、本制度の運営のための事務費掛金として、毎月第一種加入者一人当たり400円の額を負担する。

2 第二種年金の共済契約者は、第二種契約運営のための事務費掛金として、毎年第二種年金加入者一人当たり1,200円の額を負担する。

(掛金の納付)

第 47 条 共済契約者は、第一種加入者および自己の負担する掛金を合算して福利協会に納付しなければならない。

2 共済契約者は、第一種加入者の負担する掛金を当該第一種加入者の報酬から控除することができる。

## 第4章 制度の管理運営

### (年金信託契約)

- 第48条 福利協会は、本制度の円滑な運営を期するため年金信託契約を三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結し、年金信託を設定する。
- 2 第44条および第45条に定める掛金は、年金信託に信託することができる。
  - 3 年金および一時金は、年金信託から支払うことができる。

### (財務の分別管理)

- 第49条 福利協会は、預託された資産（年金信託分）とその他の資産を区別して管理しなければならない。

### (債務の範囲)

- 第50条 福利協会が本共済契約に基づき、負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

### (財政計画の再検討)

- 第51条 福利協会は、原則として5年毎に本制度の財政計画を再検討し、必要に応じてその修正を行う。
- 2 財政検証により、積立水準の不足が明確になった場合、福利協会は積立水準の回復計画を策定しその回復に努力するとともに計画実施状況等については速やかに開示するものとする。

### (制度の改廃)

- 第52条 この規定は、経済情勢等の変動によりこれを改廃することができるものとする。

## 第5章 雑 則

### (受給手続)

- 第53条 本制度による給付を受ける者は、次の各号に定める書類を期日までに提出しなければならない。ただし、福利協会が制度運営に支障をおよぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。
- (1) 退職金給付資金請求書および年金または一時金の受領方法に係るその他の届
  - (2) 住所、印鑑についての届
  - (3) 生存を証明する書類
  - (4) 所得税法および地方税法の定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、すみやかに福利協会に届け出なければならない。
  - 3 年金受給権者が死亡したときは、その遺族は次の各号に定める書類を福利協会に届け出なければ本制度による給付を受けることができない。
    - (1) 死亡を証明する書類
    - (2) 受給資格を証明することができる市区町村長の証明書またはこれに準ずる書類



- (3) 順位を同じくする受給権者が2人以上ある場合は、これらの者が連署の上作成した代表受領者についての届

(端数処理)

- 第 54 条 掛金額を算定する場合において、掛金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。  
2 給付額を算定する場合において、計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(過払いの調整)

- 第 55 条 年金の支給を受けている者がその受給権を喪失した場合に、第51条の規定による遺族年金受給手続が遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、その者の遺族（その者が遺族である場合はその他の遺族）に支払うべき遺族年金から差し引き調整する。

(給付の制限)

- 第 56 条 この規定による給付を受ける者が、施行細則第11条に該当する場合は、この規程による給付の額を減額し、又は給付をしないことができるものとする。

(受給権の処分禁止)

- 第 57 条 この規程による給付を受ける権利は、譲渡しまたは担保に供することができない。

(消滅時効)

- 第 58 条 この規程による給付を受ける権利は、その事由が発生した日から5年間その権利を行使しないときは、時効により消滅する。ただし、福利協会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

## 附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 第 1 条 この規程は、平成3年1月10日から施行する。

(施行期日)

- 第 1 条 この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、この規程は当面研究試行していくものであり、年金支給の実施は当面の間行わないものとする。

(第一種契約に関する経過措置)

- 第 2 条 平成20年8月1日（以下「施行日」という。）現在において既に締結されている共済掛金は、第一種契約とする。

(第一種加入者に関する経過措置)

- 第 3 条 この規程による変更前の退職年金規程（以下「旧規程」という。）による加入者は、第一種加入者とする。

(第一種加入者期間に関する経過措置)

第 4 条 旧規程による勤続年数は、第一種加入者期間に通算する。

(基準給与に関する経過措置)

第 5 条 旧規程による基準給与は、第一種契約にかかる基準給与とする。

(第一種契約に係る給付に関する経過措置)

第 6 条 旧規程による退職年金または遺族年金の受給権者は、第一種退職年金または第一種遺族年金の受給権者とする。

(第二種加入者に関する経過措置)

第 7 条 施行日において第一種加入者である者は、本則第 6 条第 2 項の規程にかかわらず、施行日に第二種加入者となることができる。

(第二種契約に係る掛金等に関する経過措置)

第 8 条 共済契約者は、本則第 45 条第 2 項の規定にかかわらず、前条の規定により施行日に第二種加入者となった者に係る掛金として、当該加入者が平成 18 年 4 月 1 日に第二種加入者になったとみなして次により計算される額を、平成 20 年 8 月に負担することができる。なお、この場合において各年度の負担状況に応じて、平成 18 年 4 月 1 日、平成 19 年 4 月 1 日または平成 20 年 4 月 1 日を加入日とみなす事ができる。

本則第 4 条に定める第二種加入者ごとの契約口数に応じて本則第 45 条第 2 項により計算される掛金を、平成 18 年 4 月分から平成 20 年 4 月分まで負担したとした場合の当該掛金の累計額

2 前条の規定により加入した第二種加入者の第二種加入者期間は本則第 7 条第 2 項の規定に関わらず、前項に規定する各年度分掛金の負担状況に応じて加入日とみなした日の属する月から算定する。

3 前条の規定により加入した第二種加入者の基準累計額の算定にあたっては、第 1 項にて負担した掛金相当額を平成 20 年 4 月 1 日時点の基準累計額とみなし、施行日後、最初に到来する 3 月 1 日の利息相当額は、年利率 0.02 のうち、施行日の属する月からの経過月数分のみの利率を乗じて得た額とし、それ以外は本則第 9 条の規定を準用する。

(加入者の異動に関する特例)

第 9 条 加入者の異動がある場合において、加入者または共済契約者から福利協会に申し出を行いこれを認めたときは、5 年間を限度として第二種制度の加入を中断することができる。

2 加入者が、その所属する施設または団体等の退職直後に、他の共済契約者に雇用される会員となり、引き続き本制度への加入を継続する場合は、本則第 6 条第 3 項第 1 号または本則第 6 条第 4 項第 1 号の規定に関わらず、当該退職時には加入者たる地位を失わないものとする。

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

第 2 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

年金支給率

勤続年数	率	勤続年数	率
15年	0.1195	28年	0.2775
16	0.1291	29	0.2881
17	0.1387	30	0.2987
18	0.1484	31	0.3064
19	0.1580	32	0.3141
20	0.1966	33	0.3218
21	0.2062	34	0.3295
22	0.2158	35	0.3373
23	0.2255	36	0.3450
24	0.2351	37	0.3527
25	0.2457	38	0.3604
26	0.2563	39	0.3681
27	0.2669	40	0.3758

(注) A年Bヶ月の場合の支給率＝

$$A\text{年の支給率} + \{(A+1)\text{年の支給率} - A\text{年の支給率}\} \times \frac{B}{12}$$

(別表2)

## 退職一時金 支給率

月数 年数	0	1ヶ月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0年		0.035	0.070	0.105	0.140	0.175	0.210	0.245	0.280	0.315	0.350	0.385
1	0.475	0.522	0.570	0.617	0.665	0.712	0.760	0.807	0.855	0.902	0.950	0.997
2	1.045	1.092	1.140	1.187	1.235	1.282	1.330	1.377	1.425	1.472	1.520	1.567
3	1.615	1.662	1.710	1.757	1.805	1.852	1.900	1.947	1.995	2.042	2.090	2.137
4	2.185	2.232	2.280	2.327	2.375	2.422	2.470	2.517	2.565	2.612	2.660	2.707
5	2.755	2.810	2.865	2.920	2.975	3.030	3.085	3.140	3.195	3.250	3.306	3.361
6	3.420	3.475	3.530	3.585	3.640	3.695	3.750	3.805	3.860	3.915	3.971	4.026
7	4.085	4.140	4.195	4.250	4.305	4.360	4.415	4.470	4.525	4.580	4.636	4.691
8	4.750	4.805	4.860	4.915	4.970	5.025	5.080	5.135	5.190	5.245	5.301	5.356
9	5.415	5.470	5.525	5.580	5.635	5.690	5.745	5.800	5.855	5.910	5.966	6.021
10	6.080	6.277	6.475	6.672	6.870	7.068	7.265	7.463	7.660	7.858	8.056	8.253
11	8.455	8.517	8.580	8.643	8.705	8.768	8.831	8.893	8.956	9.019	9.082	9.144
12	9.215	9.286	9.357	9.428	9.500	9.571	9.642	9.713	9.785	9.856	9.927	9.998
13	10.070	10.141	10.212	10.283	10.355	10.426	10.497	10.568	10.640	10.711	10.782	10.853
14	10.925	10.996	11.067	11.138	11.210	11.281	11.352	11.423	11.495	11.566	11.637	11.708
15	11.780	11.858	11.937	12.016	12.095	12.174	12.253	12.331	12.410	12.489	12.568	12.647
16	12.730	12.808	12.887	12.966	13.045	13.124	13.203	13.281	13.360	13.439	13.518	13.597
17	13.680	13.758	13.837	13.916	13.995	14.074	14.153	14.231	14.310	14.389	14.468	14.547
18	14.630	14.708	14.787	14.866	14.945	15.024	15.103	15.181	15.260	15.339	15.418	15.497
19	15.580	15.896	16.212	16.529	16.845	17.161	17.478	17.794	18.110	18.427	18.743	19.059
20	19.380	19.458	19.537	19.616	19.695	19.774	19.853	19.931	20.010	20.089	20.168	20.247
21	20.330	20.408	20.487	20.566	20.645	20.724	20.803	20.881	20.960	21.039	21.118	21.197
22	21.280	21.358	21.437	21.516	21.595	21.674	21.753	21.831	21.910	21.989	22.068	22.147
23	22.230	22.308	22.387	22.466	22.545	22.624	22.703	22.781	22.860	22.939	23.018	23.097
24	23.180	23.266	23.352	23.439	23.525	23.612	23.698	23.785	23.871	23.958	24.044	24.130
25	24.225	24.311	24.397	24.484	24.570	24.657	24.743	24.830	24.916	25.003	25.089	25.175
26	25.270	25.356	25.442	25.529	25.615	25.702	25.788	25.875	25.961	26.048	26.134	26.220
27	26.315	26.401	26.487	26.574	26.660	26.747	26.833	26.920	27.006	27.093	27.179	27.265
28	27.360	27.446	27.532	27.619	27.705	27.792	27.878	27.965	28.051	28.138	28.224	28.310
29	28.405	28.491	28.577	28.664	28.750	28.837	28.923	29.010	29.096	29.183	29.269	29.355
30	29.450	29.512	29.575	29.638	29.700	29.763	29.826	29.888	29.951	30.014	30.077	30.139
31	30.210	30.272	30.335	30.398	30.460	30.523	30.586	30.648	30.711	30.774	30.837	30.899
32	30.970	31.032	31.095	31.158	31.220	31.283	31.346	31.408	31.471	31.534	31.597	31.659
33	31.730	31.792	31.855	31.918	31.980	32.043	32.106	32.168	32.231	32.294	32.357	32.419
34	32.490	32.552	32.615	32.678	32.740	32.803	32.866	32.928	32.991	33.054	33.117	33.179
35	33.250	33.312	33.375	33.438	33.500	33.563	33.626	33.688	33.751	33.814	33.877	33.939
36	34.010	34.072	34.135	34.198	34.260	34.323	34.386	34.448	34.511	34.574	34.637	34.699
37	34.770	34.832	34.895	34.958	35.020	35.083	35.146	35.208	35.271	35.334	35.397	35.459
38	35.530	35.592	35.655	35.718	35.780	35.843	35.906	35.968	36.031	36.094	36.157	36.219
39	36.290	36.352	36.415	36.478	36.540	36.603	36.666	36.728	36.791	36.854	36.917	36.979
40	37.050											

(別表3)

年金に代わる一時金の年金現価率表

(残余期間)

$i = 0.030$

年数 \ 月数	0	1	2	3	4	5
0	0.0000	0.9975	1.9926	2.9852	3.9754	4.9632
1	11.8098	12.7783	13.7444	14.7081	15.6694	16.6284
2	23.2756	24.2159	25.1539	26.0895	27.0229	27.9539
3	34.4075	35.3204	36.2311	37.1395	38.0456	38.9496
4	45.2152	46.1015	46.9856	47.8675	48.7473	49.6249
5	55.7081	56.5685	57.4269	58.2832	59.1373	59.9894
6	65.8953	66.7307	67.5641	68.3954	69.2247	70.0519
7	75.7859	76.5969	77.4060	78.2131	79.0183	79.8214
8	85.3883	86.1758	86.9613	87.7449	88.5266	89.3063
9	94.7111	95.4756	96.2383	96.9991	97.7580	98.5150
年数 \ 月数	6	7	8	9	10	11
0	5.9485	6.9314	7.9119	8.8900	9.8656	10.8389
1	17.5851	18.5393	19.4913	20.4409	21.3881	22.3330
2	28.8827	29.8092	30.7334	31.6553	32.5750	33.4924
3	39.8513	40.7508	41.6481	42.5431	43.4360	44.3267
4	50.5004	51.3737	52.2448	53.1138	53.9807	54.8454
5	60.8393	61.6872	62.5330	63.3767	64.2183	65.0578
6	70.8771	71.7003	72.5214	73.3406	74.1577	74.9728
7	80.6226	81.4218	82.2190	83.0143	83.8076	84.5989
8	90.0842	90.8601	91.6341	92.4062	93.1764	93.9447
9	99.2702	100.0235	100.7750	101.5246	102.2723	103.0183

残余年月が10年の場合 1 0 3 . 7 6 2 4

(別表4)

### 年金に代わる一時金の年金現価率表

(残余期間)

年金月額1円あたりの現価率(年利率2%)

年数 \ 月数	0	1	2	3	4	5
0	0.000	0.988	1.976	2.963	3.951	4.939
1	11.853	12.821	13.790	14.758	15.726	16.695
2	23.473	24.422	25.372	26.321	27.270	28.220
3	34.865	35.796	36.727	37.657	38.588	39.519
4	46.034	46.947	47.859	48.772	49.684	50.597
5	56.984	57.879	58.773	59.668	60.562	61.457
6	67.719	68.596	69.473	70.350	71.227	72.104
7	78.244	79.104	79.964	80.824	81.683	82.543
8	88.562	89.405	90.248	91.091	91.934	92.777
9	98.678	99.505	100.331	101.158	101.984	102.811
年数 \ 月数	6	7	8	9	10	11
0	5.927	6.914	7.902	8.890	9.878	10.865
1	17.663	18.631	19.600	20.568	21.536	22.505
2	29.169	30.118	31.068	32.017	32.966	33.916
3	40.450	41.380	42.311	43.242	44.173	45.103
4	51.509	52.422	53.334	54.247	55.159	56.072
5	62.352	63.246	64.141	65.035	65.930	66.824
6	72.982	73.859	74.736	75.613	76.490	77.367
7	83.403	84.263	85.123	85.983	86.842	87.702
8	93.620	94.463	95.306	96.149	96.992	97.835
9	103.637	104.464	105.290	106.117	106.943	107.770

残余年月が10年の場合 108.596